

役員等に対する報酬等の状況

法人名

（報酬規程等の作成、備置き及び閲覧等）

第九十四条の十二 特定労働者協同組合は、毎事業年度初めの三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成しなければならない。

- 一 前事業年度の特定労働者協同組合の事業に従事する者に対する報酬及び給与の支給に関する規程
- 二 前事業年度の役員名簿（役員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。第六項及び第九十四条の十四において同じ。）
- 三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める書類

（特定労働者協同組合がその事務所に備え置くべき書類）

第八十一条の十 法第九十四条の十二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

- 一 役員に対する報酬の支給の状況
- 二 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

イ 役員に対する報酬の支給の状況

氏 名	職 名	支 給 期 間 等	支 給 金 額

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数

左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額

人

円